

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 5 月 7 日（金）第 206 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示	
○保安林の指定予定に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い） 1
○土地改良区の役員の退任の届出	（農地整備課取扱い） 1
○県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農地整備課取扱い） 1
○県営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い） 2
公 告	
○令和3年度毒物劇物取扱者試験公告	（薬務課取扱い） 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第605号

令和3年4月20日鹿児島県告示第562号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を中種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 所在が不明な者の名称  
官有地
- 2 通知の要旨
  - (1) 保安林予定森林の所在場所  
熊毛郡中種子町納官字上ヶ尻2656番
  - (2) 指定の目的  
風害の防備

## 鹿児島県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所  
理事 新納 啓武 大島郡天城町天城661番地1

## 鹿児島県告示第607号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）毘沙門地区の工事は、令和2年7月29日に完了した。

令和3年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第608号

土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）上草田地区の工事は、令和 2 年 12 月 7 日に完了した。

令和 3 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 609 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）第二伊美地区の換地計画に係る換地処分を、令和 3 年 4 月 15 日に行った。

令和 3 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

**公 告**

令和 3 年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、令和 3 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和 3 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

(1) 試験の期日

令和 3 年 8 月 3 日（火）

(2) 試験の時間

午前 10 時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号）

ホテルウェルビューかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 4 番 25 号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規
農業用品目毒物劇物取扱者試験		2 基礎化学
特定品目毒物劇物取扱者試験	実地試験（試験では実物は使用しない。）	3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
		毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700 円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし，送付の方法により受験願書を提出する者で，鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては，鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県くらし保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

令和3年5月31日（月）から同年6月11日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，令和3年6月11日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県くらし保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，94円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は，令和3年9月3日（金）午前10時から午後5時15分までの間，鹿児島県くらし保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は，鹿児島県くらし保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2806）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ），氏名及び生年月日の欄は，戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は，必ず書留郵便によるものとし，封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は，受験願書を受理した後，受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。